

## 羽生市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、羽生市議会委員会条例（昭和42年条例第16号。以下「条例」という。）第19条に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付カードに記入しなければならない。

2 委員会を傍聴しようとする者が団体である場合には、代表者又は責任者が、その団体の名称、自己の氏名及び人数を傍聴人受付カードに記入しなければならない。

3 報道関係者及び羽生市職員であらかじめ委員長の許可を得た者は、前2項の規定にかかわらず傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第1委員会室 6人

(2) 第2委員会室 6人

2 前項に掲げる委員会室以外を使用する場合及び前項各号に規定する数を超える場合若しくは特定の事情がある場合の傍聴人の定員については、委員長が決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にある時は次の事項を守らなければならない。

(1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻をし、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止しなければならない。この場合において、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。